

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制等について

1 要旨・目的

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制等について、国の方針を踏まえ、本県の対応方針等を報告する。

2 現状・背景

- ・ 定点当たり患者報告数 13.66 人 (令和5年9月11日～17日)
- ・ 確保病床への入院患者数 222 人 (令和5年9月20日現在)
- ・ 確保病床使用率 35.7 % (令和5年9月20日現在)

3 概要

(1) 対象者

全ての県民

(2) 実施内容 (詳細は別紙1・2のとおり)

- ・ 医療提供体制の確保
- ・ 相談体制の確保
- ・ ワクチン接種の推進

(3) スケジュール

区分	令和5年			令和6年
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
医療提供体制の確保	確保病床を中心とした入院	5/8～ 確保病床に限らない受入れの開始	10/1～ 確保病床に限らない受入れ (確保病床は対象等を重点化)	
相談体制の確保	発熱相談 療養相談	5/8～ ・受診案内・相談ダイヤル ・療養者相談ダイヤル ※ R6.3 末まで継続		
ワクチン接種の推進 (公費接種)	従来どおり	5/8～ 春開始接種 (高齢者・医療従事者等)	9/20～ 秋開始接種	

5/8

(4) 予算 (累計額) (令和5年度現計予算額)

新型コロナウイルス感染症対策	627,341 百万円	80,492 百万円
うち関係分 感染拡大防止対策	190,379 百万円	12,305 百万円
医療提供体制の確保	213,429 百万円	35,769 百万円

※ 既定予算の範囲内での対応

4 その他

新型コロナウイルス感染症 まとめサイト <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/>

1 広島県の感染状況等

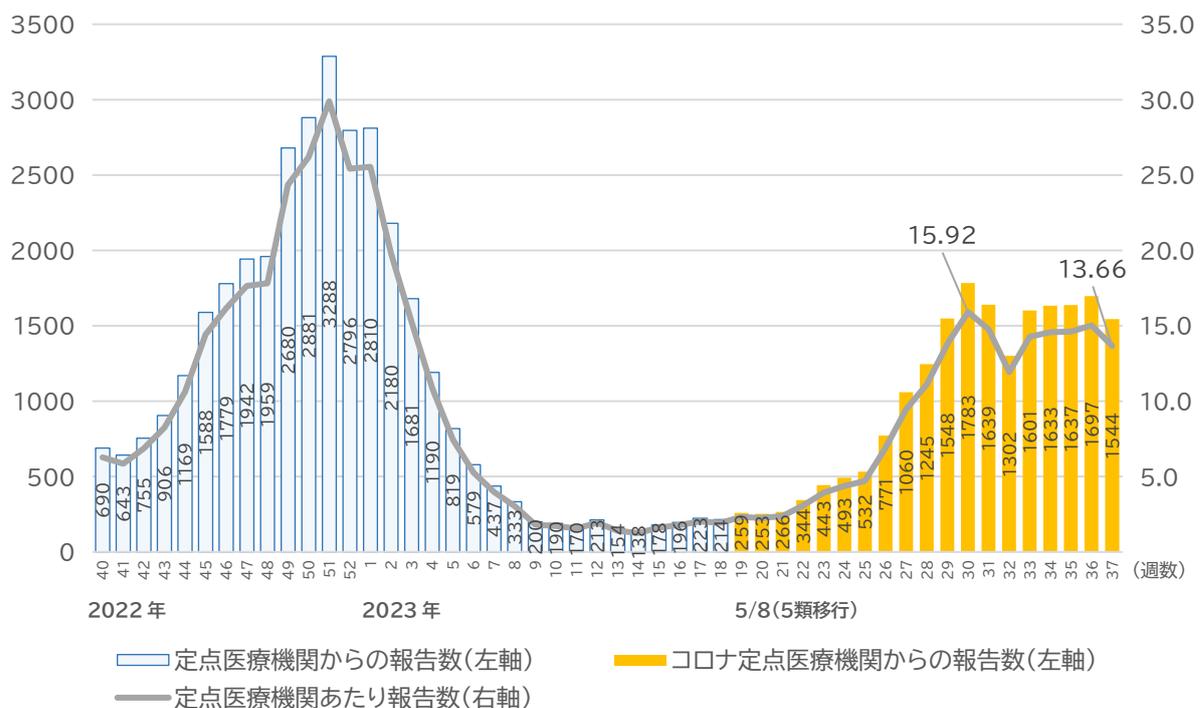
新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけが5類感染症に変更され、医療体制については、幅広い医療機関による通常の対応に移行していくことなどとされた。

直近の感染状況は、定点医療機関あたりの報告数が、令和5年9月11日～17日の一週間で13.66人となっている。

県では、引き続き24時間対応の相談窓口を設置して、発熱等の症状が出た方や自宅で療養中の方の相談体制を維持するとともに、医師会等の関係団体と連携して、必要な方が入院できる医療体制や、地域の身近な医療機関での外来受診体制を確保していく。

また、ワクチン接種は、令和5年9月20日以降、XBB対応ワクチンによる追加接種（初回接種を完了した生後6か月以上の全ての方が対象）が開始された。希望する全ての方が速やかにワクチンを接種できるよう市町の接種体制を支援していく。

【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生状況（定点当たり）】



※ 2022年第40週（10/3～10/9）から2023年第18週（5/1～5/7）までは、過去のHER-SYSデータからインフルエンザ定点医療機関（110か所）の報告数を抽出し、仮定の定点報告数として掲載。

2023年第19週（5/8～5/14）以降は、新型コロナウイルス感染症の定点医療機関（第37週（9/11～9/17）現在：113か所）の報告数。

[定点報告数：令和5年9月11日～17日（第37週）]

区分	患者報告数	定点当たり患者報告数
広島県	1,544人	13.66人
全国	86,510人	17.54人

2 令和5年10月以降の主な対応

(1) 「移行計画」の見直し

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に際し、県では医療提供体制の「移行計画」を作成し、幅広い医療機関による通常への移行に取り組んできた。

今般、冬の感染拡大が予測されることを踏まえ、国から、令和6年3月末までを対象期間として「移行計画」を見直す方針が示され、通常への移行を更に進めることとされた。

(2) 入院医療体制

入院医療体制は「移行計画」に基づく取組により、確保病床に限らない入院受け入れや医療機関同士の連携による入院先決定（入院調整）が行われており、概ね計画どおり移行が進んでいる。

令和5年10月以降は、引き続き、確保病床に限らない受入体制を強化するとともに、今冬の感染拡大において新型コロナウイルス感染症患者の救急搬送困難事例等に対応するため、確保病床の対象を救急搬送受入先の一部病床に重点化する方針とする。今後、地域の実情に応じて具体の確保数を決定していく。

(3) 外来医療体制

発熱患者等が速やかに受診できる医療体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症の外来対応医療機関（従前の診療・検査医療機関）を指定し、県ホームページで公表している（令和5年9月14日現在：1,467か所）。

令和5年10月以降も、地域の身近な医療機関（かかりつけ医等）で受診できる体制を拡充するため、引き続き、広島県医師会等を通じて各医療機関に協力を依頼していく。

(4) 相談体制

発熱等の症状がある方が速やかに受診できるよう、従前の「積極ガードダイヤル」の機能を引き継いで、新型コロナウイルス感染症の外来対応医療機関を案内する「受診案内・相談ダイヤル」を設置している。

また、患者が安心して自宅で療養を行うことができるよう、従前の「自宅療養者相談センター」の機能を引き継いで、療養中の健康相談等に対応する「療養者相談ダイヤル」を設置し、看護師による専門相談を行っている。

令和5年10月以降も、これらの相談対応を継続する（令和6年3月末まで継続予定）。

居住地	受診案内・相談ダイヤル	療養者相談ダイヤル
広島市	082-241-4566	0570-000-510
呉市	0823-22-5858	0120-77-2155
福山市	084-928-1350	050-3090-0439
上記以外	082-513-2567	0120-603-170

(5) 高齢者施設等に対する支援

重症化リスクの高い高齢者等を感染から守るため、高齢者施設や障害者施設の従事者等に対して頻回検査（月8回）を実施している。

また、高齢者施設の入所者が感染した場合に早期治療を開始できるよう、治療・投薬方針の策定等について施設と地域の医療機関の連携を進めている。対応可能な協力医療機関がない施設に対しては、県が募集した「往診可能医療機関」（令和5年9月19日現在：126か所）により医療支援を行う体制を整備している。

令和5年10月以降も、これらの支援を継続する（令和6年3月末まで継続予定）。

(6) ワクチン接種の推進・令和5年秋開始接種（令和5年9月20日以降）

令和5年9月20日以降、XBB対応ワクチンを基本として追加接種（初回接種を完了した生後6か月以上の全ての方が対象）を行っている。また、初回接種についても、XBB対応ワクチンを基本として接種を行っている。

引き続き、実施主体である市町と情報共有しながら、必要なワクチンの供給量を確保するなど、市町の接種体制を支援していく。

[世代別ワクチン接種率]

(令和5年9月17日現在)

区分	初回接種		3回目	4回目	5回目	6回目
	1回目	2回目				
5～11歳 [小児]	14.2 %	13.9 %	6.5 %	1.8 %	0.002 %	—
12～39歳 [若年層]	75.6 %	75.1 %	50.4 %	18.8 %	2.1 %	0.7 %
40歳以上 [中高年層]	89.8 %	89.6 %	80.7 %	63.1 %	40.2 %	26.5 %

出典：デジタル改革共創プラットフォーム（共創 Slack）

(7) 患者等に対する公費負担の取扱い

新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費は、全額が公費支援の対象とされていたが、令和5年10月以降は、一定の自己負担を求めた上で公費支援が継続される。

入院医療費は、医療保険各制度における月間の高額療養費算定基準額から原則2万円を減額した額が自己負担の上限とされていたが、令和5年10月以降は、この減額幅を原則1万円に見直した上で、公費支援が継続される。

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の 主な施策の変更点と取組・依頼一覧

R5.9.27
広島県

1

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の主な施策の変更点

区分	項目	施策の内容		取組・依頼
		5類移行後～R5.9末まで	R5.10.1～R6.3末まで	
1. 医療提供体制（入院）	①幅広い医療機関の対応（入院）	<ul style="list-style-type: none"> 「移行計画」に基づき、確保病床の対象を縮小しながら、幅広い医療機関での対応へ段階的に移行 医療関係者等に対しては、受入可能病床に関する情報をG-MISにより共有 	<ul style="list-style-type: none"> 「移行計画」を延長し、確保病床に限らない入院患者の受入促進等を更に進める 対象等を重点化した上で確保病床の仕組みを継続 医療関係者等に対しては、受入可能病床に関する情報をG-MISにより共有 	<ul style="list-style-type: none"> 【病院に対して】確保病床に限らない、幅広い医療機関での入院対応を依頼する（※ 関係団体を通じて依頼） 【医療機関・関係団体・消防等に対して】G-MISによる情報共有について周知を継続する
	②病院の設備整備等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応（全国一律の対応） 国は、移行完了まで幅広い医療機関の設備整備を補助 	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応（全国一律の対応） 国は、対象範囲を見直した上で補助を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 【医療機関に対して】補助制度を周知し、入院医療体制の確保を促す
	③公費負担（入院）	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応（全国一律の対応） 入院医療費について、高額療養費制度の自己負担限度額からの減額幅を原則2万円とし、公費支援を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応（全国一律の対応） 入院医療費について、高額療養費制度の自己負担限度額からの減額幅を原則1万円に見直した上で、公費支援を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 【医療関係団体等に対して】制度について改めて周知する 【県民に対して】制度について県ホームページ等を通じて周知する
	④病床確保料	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応（全国一律の対応） 国は、補助単価等を見直した上で、補助を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応（全国一律の対応） 国は、補助単価等を見直し、対象等を重点化した上で補助を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 【医療機関に対して】補助制度を周知し、重症患者等の確実な受入体制の確保を促す
	⑤入院調整	<ul style="list-style-type: none"> 「移行計画」に基づき、医療機関間による調整への移行を進める 移行完了までは、入院調整本部による支援の枠組みを残す 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関間による調整を継続 完全移行に向けて、当面、入院調整本部による支援の枠組みを残す 	<ul style="list-style-type: none"> 【医療機関に対して】病診・病連携による入院先決定を継続するよう依頼する

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の主な施策の変更点

区分	項目	施策の内容		取組・依頼
		5類移行後～R5.9末まで	R5.10.1～R6.3末まで	
2. 医療提供体制【外来】	①幅広い医療機関の対応(外来)	<ul style="list-style-type: none"> 名称を「診療・検査医療機関」から「外来対応医療機関」に変更 コロナ対応できる医療機関の体制を維持、拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 外来対応医療機関による診療体制を継続するとともに、さらに拡大(「移行計画」の項目に追加) 	<ul style="list-style-type: none"> 【医療機関に対して】幅広い医療機関での受入れについて引き続き依頼する 【県民に対して】かかりつけの医療機関がある場合は、当該医療機関で受診するよう周知する
	②診療所等の設備整備等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) 国は、幅広い医療機関で対応できるよう設備整備等を補助 	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) 国は、対象範囲を見直した上で補助を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 【医療機関に対して】補助制度を周知し、外来診療における感染対策の強化を促す
	③公費負担(検査、外来診療、コロナ治療薬等)	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) 国は、コロナ治療薬は全額公費負担を継続 検査費用・その他外来医療費は公費負担終了 	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) 国は、コロナ治療薬は、一定の自己負担を求めつつ公費支援を継続(1回の治療当たり、医療費の自己負担割合が1割の方で3,000円、2割の方で6,000円、3割の方で9,000円を上限として自己負担) 	<ul style="list-style-type: none"> 【医療機関に対して】制度を周知する 【県民に対して】県ホームページ等を通じて周知する
	④対応医療機関の県ホームページでの公表	<ul style="list-style-type: none"> 名称を「診療・検査医療機関」から「外来対応医療機関」に変更し、公表を継続(指定の方法等は従前の方法により継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 【県民に対して】県ホームページ等を通じて周知する

3

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の主な施策の変更点

区分	項目	施策の内容		取組・依頼
		5類移行後～R5.9末まで	R5.10.1～R6.3末まで	
3. 有症状の患者への支援等	①受診・相談センター	<ul style="list-style-type: none"> 名称を「積極ガードダイヤル」から「受診案内・相談ダイヤル」に変更して継続 	<ul style="list-style-type: none"> 「受診案内・相談ダイヤル」による相談体制を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 【県民に対して】症状がある場合は、まずは自宅療養し、受診が必要だが受診先に迷った場合に相談ダイヤルを活用するよう呼びかける
4. 自宅療養	①自宅療養者支援	<ul style="list-style-type: none"> SMSによる療養支援情報等の提供は終了 自宅療養者相談センターの相談機能は、「療養者相談ダイヤル」として継続 	<ul style="list-style-type: none"> 「療養者相談ダイヤル」による自宅療養者の相談体制を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 【県民に対して】自宅療養中の心配ごと等の相談について相談ダイヤルの活用を促すとともに、「かかりつけ医」への相談も有効である旨周知する
5. 施設療養、施設支援	①クラスター対策(感染症医療支援チームの派遣等)	<ul style="list-style-type: none"> 保健所と連携して、クラスター発生施設に感染症医療支援チームを派遣(感染制御と事業継続) 保健所によるクラスター発生施設での行政検査について、一部検査を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 【支援チーム所属医療機関に対して】引き続き派遣協力を依頼する
	②往診可能医療機関登録・派遣	<ul style="list-style-type: none"> 往診可能医療機関を126機関登録(R5.3.1現在) 連携先のない高齢者施設等への往診をマッチング 	<ul style="list-style-type: none"> 往診可能医療機関を126機関登録(R5.9.19現在) 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 【高齢者施設等に対して】入所者が感染した際の医療提供がスムーズとなるよう、事前に医療機関との連携を強化しておくよう依頼する(相談先としての連携医の確保、往診等の依頼、入院先に関する事前の打合せ等)
	③高齢者施設職員等への定期検査	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設、障害者施設の職員等に対して月8回の検査実施を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 【高齢者施設等に対して】取組の周知を継続し、積極的な検査実施を促す

6

4

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の主な施策の変更点

区分	項目	施策の内容		取組・依頼
		5類移行後～R5.9末まで	R5.10.1～R6.3末まで	
6. ワクチン	①公費負担等	<ul style="list-style-type: none"> 特例臨時接種をR6.3末まで継続し、全額公費で負担（接種勧奨や努力義務とする公的関与は、高齢者、基礎疾患のある方、初回接種の方に限定） 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 【県民に対して】制度について県ホームページ等を通じて周知する
	②対象者、回数等	<ul style="list-style-type: none"> R5年の新たな接種として高齢者等は2回、それ以外は1回接種機会を設ける R5.5～R5.8:高齢者、基礎疾患のある方、医療・介護従事者を対象 R5.9～R6.3:生後6か月以上で初回接種を完了した全ての方を対象 	<ul style="list-style-type: none"> R5.9.20以降はXBB対応ワクチンを基本として追加接種(初回接種を完了した生後6か月以上の全ての方を対象とする)を実施 初回接種についてもXBB対応ワクチンを基本とした接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【県民に対して】接種機会について県ホームページ等を通じて周知する
	③相談体制(コールセンター)	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町で共同設置(R5.9.1以降、接種券、接種時期、接種会場等の一般的な問合せは各市町の相談窓口等で、接種後の副反応等に関する専門的な相談は県コールセンターで対応を分担) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 【県民に対して】県ホームページ等を通じて周知する
7. 情報発信	①新型コロナ対応の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 県ホームページ「新型コロナまとめサイト」での毎日の感染者数公表は終了し、毎週の定点サーベイランスによる感染状況を掲載(専用ページ開設) 「新型コロナまとめサイト」は、掲載情報を修正して継続 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 「新型コロナまとめサイト」は、随時内容を更新しながら情報発信を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 【県民に対して】知事会見・県ホームページ・SNS等を活用して情報発信する